資料２－１

**大阪府国民健康保険運営方針骨子（案）～国民健康保険制度改革に向けた検討状況～**

**運営方針骨子（案）の概要（Ｈ２９．３現在）**

**■根　　拠：**医療保険制度改革関連法附則第７条・改正国保法第82条の２

**■対象期間：**平成30年４月～平成33年３月（平成29年度中に策定）

**■目的**：平成30年度からの新たな国保制度において、府と市町村が一体となり、保険者事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村事業の広域化・効率化の推進に寄与

**主な内容**

**① 府内の国保運営に関する基本的考え方**

**【府内共通（統一）基準】**

①　保険料率

（「保険料・税区分」「賦課方式」「賦課割合」「賦課限度額」等）

②　出産育児一時金及び葬祭費の額

③　保険料及び一部負担金の減免基準

④　被保険者証及びその他の証（資格証明書等）

⑤　保健事業

**【統一時期】**

　平成３０年４月１日。ただし、出産育児一時金・葬祭費以外については別に定める「激変緩和措置期間」終了時

|  |  |
| --- | --- |
| **基本認識** | ○国保は社会保険制度○国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来国において一元的に担うのが基本○今回の改革は将来の見直しに向けた通過点 |

|  |  |
| --- | --- |
| **視点** | **「府内で一つの国保」**の考え方の下、**○被保険者の受益と負担の公平性の確保****○保険財政の安定的運営****○医療費適正化取組の推進****○事業運営の広域化・効率化** |

**オール大阪で広域化**

**持続可能な制度**

**③ 市町村の保険料の標準的な算定方法**

**② 医療に要する費用・財政見通し**

○保険料は３方式（所得割・均等割・平等割）。各市町村の医療費水準は反映せず、府内統一保険料率

（例外措置）①市町村が独自に激変緩和措置を講じる必要性がある場合（累積赤字解消、保険料減免一般会計繰入解消）　※激変緩和措置期間中に限定

　 ②財政安定化基金からの借入金の償還財源確保の必要性がある場合

○医療給付費のほか、府内共通基準に係る府内全体の費用を府内全体で賄う

○最長６年間の激変緩和措置を講じる

（市町村における一般会計繰入による保険料抑制分は各市町村の責任で対応）

○医療費の動向や国保財政の将来の見通し

○「保険料引下げ目的等の一般会計繰入」等の赤字の解消

　・激変緩和措置期間内の解消を前提に、当該市町村ごとに目標年次を設定し解消

○従来の「累積赤字」の計画的な解消

　・平成２９年度までの解消を基本認識

　・「赤字解消計画」を策定している市町村は計画に基づき解消

　・「計画策定対象外」市町村は早期解消

○予期せぬ医療費増等に対する国保財政安定化基金の運用（貸付・交付）

**⑥ 医療費適正化への取組み**

との連携

**⑤ 市町村における保険給付の適正な実施**

との連携

**④ 市町村における保険料徴収の適正な実施**

との連携

○療養費の適正給付

○レセプト点検強化

○第三者求償・過誤調整等の取組強化

○不正請求等に対する広域的な対応

○データヘルス計画に基づくPDCAサイクルによる事業実施

○医療費適正化に対するインセンティブ方策

　・事業費納付金への医療費水準の反映に代わるような、健康づくり・疾病予防等へのインセンティブとなる仕組みの構築

○目標収納率の設定

○収納率向上に向けた取組実施

○収納率向上に対するインセンティブ方策

　・各市町村の実績・伸び率等と取組の両面から評価する仕組みの構築

**⑧ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策**

**との連携**

**⑨ 関係市町村相互の連絡調整**

**⑦ 市町村事務の広域化・効率的な運営**

との連携

○被保険者証等の様式の統一、一斉更新事務の共同実施

○医療費通知、後発医薬品差額通知の共同実施

○地域包括ケアシステムとの連携

○国保広域化調整会議等を活用